

# 仕 様 書

## 1 件 名

令和7年度福井労働局管下4官署で使用する電気の調達（高圧）

## 2 概 要

### （1）需要場所

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| ① 福井労働基準監督署・福井公共職業安定所 | 福井市開発1丁目121-1 |
| ② 大野公共職業安定所           | 大野市城町8-5      |
| ③ 三国公共職業安定所           | 坂井市三国町覚善69-1  |

### （2）業種及び用途

官公署（事務所）

## 3 仕 様

### （1）供給電気方式等

- ① 供給電気方式：交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧）：6,000ボルト
- ③ 計量電圧（標準電圧）：6,000ボルト
- ④ 標準周波数：60Hz
- ⑤ 受電方式：1回線受電
- ⑥ 備蓄設備：なし
- ⑦ 発電設備：太陽光発電（福井公共職業安定所のみ設置）
- ⑧ 契約受電設備：別紙1のとおり

### （2）契約電力、予定使用電力量

#### ア 予定契約電力

当局が提示する月毎の予定契約電力は別紙2（3枚）のとおりである。

なお、契約後の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

#### イ 予定使用電力量

各施設の合計 299,059kWh(予定)

（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの使用量見込み。）

当局が提示する月毎の電力使用計画（最大需要電力、使用電力量）は、別紙2（3枚）のとおりである。

ただし、予定使用電力量が増減しても異議は申し立てないこととする。

### （3）供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。

また、その環境価値について、当局に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

【参照】「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

- (4) 契約使用期間  
令和7年4月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分まで
- (5) 電力量等の計量
  - ①自動検針装置：なし
  - ②検針方法：落札業者による
- (6) 需給地点  
別紙1のとおり。
- (7) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ。
- (9) 検針日及び計量  
各月の計量日は、供給者との協議により予め定めた日によるものとする。  
計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。
- (10) 代金の算定期間  
代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。
- (11) 料金制度  
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とし、施設毎に設定することができるものとする。  
なお、解約した施設については解約成立以降分を免除する。
- (12) 力率
  - ア 供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引及び割増を行うことができるものとする。  
なお、力率割引及び力率割増を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
  - イ 契約期間における予定平均力率は、別紙2のとおりである。
- (13) 燃料費調整  
供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、発注者と受注者間で協議するものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

供給期間における再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 精算金

契約受電設備を新たに設定し、契約受電設備の総契約設備の総容量を増加した日以降、1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合や、契約電力を減少しようとする場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 接続供給にかかる費用

供給者変更に伴い接続供給を行うための計量器や通信設備等の工事費用は、供給者の負担とする。

(17) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、福井労働局は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

ただし、大野公共職業安定所庁舎分の代金については、福井労働局分、福井地方検察庁分、自衛隊福井地方協力本部分及び福井森林管理署分に区分し、各官署から代金を支払うものとする。代金の区分は福井労働局が行う。

(18) 単位及び端数処理

① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

② 力率の単位は、1パーセント (%) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③ 使用電力量の単位は、1キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下切捨てる。

⑤ 消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下切捨てる。

(19) 再生可能エネルギー電気の確認資料

供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期毎に福井労働局に提出することとする。様式は任意とするが、参考様式を別紙3に掲載する。

また、前段資料を提出後、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを福井労働局に提出することとする。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が上記(3)の仕様を満たしていない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを福井労働局に提出する等により補修すること。

(20) 電気使用量等の送付先

電気使用料等は、検針後10営業日以内に、上記2(1)の各施設の指定した担当者に送付すること。

(21) その他

① 福井公共職業安定所に、10.080kWの太陽光発電設備を有しているが、自家消費のみである。

- ② 大野公共職業安定所に、電力による融雪設備を設置しているが、その設備の電力は含めない。
- ③ 本契約の対象となる国が実施する補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。
- ④ 仕様書に定めない供給条件については、供給者が定める約款を基に協議を行うものとする。
- ⑤ その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議を行うものとする。

令和7年度 福井労働局管下4官署で使用する電気の調達(高圧)  
に係る入札価格算定仕様

需給場所・名称 供給電気方式等		(1)	(2)	(3)
		福井労働基準監督署 ・ 福井公共職業安定所	大野公共職業安定所	三国公共職業安定所
		福井市開発1丁目121-1	大野市城町8-5	坂井市三国町覚善69-1
1	供給電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式
2	標準周波数 (Hz)	60	60	60
3	供給電圧 (標準電圧) (V)	6,000	6,000	6,000
4	計量電圧 (標準電圧) (V)	6,000	6,000	6,000
5	受電方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電
6	受電設備容量 (kVA)	675	125	80
7	予定契約電力 (kW)	130	25	37
8	予定使用電力量 (kWh)	203,799	48,223	47,037
9	予定力率	100%	100%	100%
10	需給地点	北陸電力株式会社の8088ヒ 1852号柱より引込した福井 労働基準監督署・福井公共 職業安定所構内第1号柱上 の第1支持点がいし負荷側 最初の電線接続点	北陸電力株式会社の9714 キ2700号柱より引込した大 野公共職業安定所庁舎構 内第1号柱上の第1支持点 がいし負荷側最初の電線接 続点	北陸電力株式会社の8746タ 2900号柱より引込した三国 公共職業安定所構内第1号 柱上の第1支持点がいし負 荷側最初の電線接続点
11	電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
12	保安上の 責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ

※7の予定契約電力は、R6.8.31現在の契約電力であり、実際の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とするが、入札価格の積算に当たっては、この値が12ヵ月続くものと仮定して積算すること。

※8の予定使用電力量のうち各月の電力量は別紙2を参照すること。

※9の力率は100パーセントと設定する。この力率が12ヵ月続くものとして入札価格を積算すること。

※発電費用等に係る燃料価格変動の燃料費調整額については、供給者が定める約款の規定によるものとするが、入札価格の積算に当たっては、令和6年8月分(電気使用月)の単価を通年分として適用し算定すること。

※入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び本件調達の対象となる国が実施する補助事業及び措置等は考慮しないこととする。

## 月別予定使用電力量

需要場所	福井労働基準監督署・福井公共職業安定所		
	福井市開発1丁目121-5・福井市開発1丁目121-1		
受電設備容量 (kVA)	675		
需給地点	北陸電力株式会社の8088と1852号柱より引込した福井労働基準監督署・福井公共職業安定所構内第1号柱上の第1支持点がいし負荷側最初の電線接続点		
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ		
保安上の責任分界点	需給地点に同じ		
予定契約電力(kW)	130		
使用年月	月別予定使用電力量 (kWh)	月別予定最大需要電力 (kW)	月別予定力率 (%)
令和6年4月	11,092	40	100
令和6年5月	11,249	40	100
令和6年6月	14,395	94	100
令和6年7月	22,721	130	100
令和6年8月	25,433	126	100
令和6年9月	21,688	119	100
令和6年10月	11,659	80	100
令和6年11月	12,433	50	100
令和6年12月	17,895	116	100
令和7年1月	19,869	118	100
令和7年2月	17,469	109	100
令和7年3月	17,896	93	100
合計	203,799		

## 月別予定使用電力量

需要場所	大野公共職業安定所		
	大野市城町8-5		
受電設備容量 (kVA)	125		
需給地点	北陸電力株式会社の9714キ2700号柱より引込した大野公共職業安定所庁舎構内第1号柱上の第1支持点がいし負荷側最初の電線接続点		
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ		
保安上の責任分界点	需給地点に同じ		
予定契約電力(kW)	25		
使用年月	月別予定使用電力量 (kWh)	月別予定最大需要電力 (kW)	月別予定力率 (%)
令和6年4月	2,825	17	100
令和6年5月	2,760	20	100
令和6年6月	3,607	23	100
令和6年7月	5,546	25	100
令和6年8月	5,571	25	100
令和6年9月	4,647	24	100
令和6年10月	2,672	12	100
令和6年11月	3,495	18	100
令和6年12月	4,340	19	100
令和7年1月	4,393	20	100
令和7年2月	4,104	19	100
令和7年3月	4,263	20	100
合計	48,223		

## 月別予定使用電力量

需要場所	三国公共職業安定所		
	坂井市三国町覚善69-1		
受電設備容量 (kVA)	80		
需給地点	北陸電力株式会社の8746タ2900号柱より引込した三国公共職業安定所構内第1号柱上の第1支持点がいし負荷側最初の電線接続点		
電気工作物の 財産分界点	需給地点に同じ		
保安上の責任分界点	需給地点に同じ		
予定契約電力(kW)	37		
使用年月	月別予定使用電力量 (kWh)	月別予定最大需要電力 (kW)	月別予定力率 (%)
令和6年4月	2,622	9	100
令和6年5月	2,658	18	100
令和6年6月	4,099	25	100
令和6年7月	6,287	36	100
令和6年8月	6,925	37	100
令和6年9月	5,991	36	100
令和6年10月	2,620	9	100
令和6年11月	2,718	14	100
令和6年12月	3,270	14	100
令和7年1月	3,402	15	100
令和7年2月	3,269	14	100
令和7年3月	3,176	14	100
合計	47,037		



【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月分）

1 再エネ電気

供給元 発電所名	住所	再生可能 エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量

（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元 発電所名	住所	再生可能 エネルギー源種類	環境価値移転量 (kWh)	発電期間	証書番号
合計 (kWh)					

総計 (kWh)